

令和5年9月19日

南相馬市農業委員会  
9月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和5年9月19日(火) 午後2時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	欠	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男

鹿島区 鈴木 清教

## 3. 出席職員

### 事務局

次 長 佐藤 俊文      主 査 林 雄司      副主査 米本 一樹  
主 事 平田 幸子

### 農地集積課

主 事 増田 涼      主 事 今村 祐子

#### 4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 33 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 34 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
- 日程第 6 報告第 36 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 7 議案第 105 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第 106 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 9 議案第 107 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 10 議案第 108 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 11 議案第 109 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
- 日程第 12 議案第 110 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 13 議案第 111 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 14 議案第 112 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第 15 議案第 113 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 16 議案第 114 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 17 議案第 115 号 現況確認証明申請について

## 5. 会議の概要

(開会 午後2時40分)

議 長 只今より、令和5年9月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は6番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号1番委員、2番委員、3番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。8月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第33号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第8号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第33号専決第8号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第34号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の14番委員からの報告を求めます。

14番委員 報告第34号についてご説明を申し上げます。議案書の4ページをご覧ください

い。去る8月31日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース西側において、出し手1名、福島県農業振興公社1名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議の内容についてですが、出し手側から10アールあたり40万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アールあたり40万円で公社が購入することとなりました。結果、売買代金は127万6,000円となり、公社手数料として1万2,700円を差し引き、支払い額は126万3,300円となります。なお、この件は議案第105号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第35号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第35号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。今回8件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第36号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第36号についてご説明をいたします。議案書の7ページ、整理番号1番及び2番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。先ず整理番号1番ですが、平成3年頃に亡き父が畑の

農業用通路として整備をし、使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号2番ですが、令和5年9月2日で営農型太陽光発電に係る一時転用許可期間の3年間の満了となりましたが、一時転用の更新を失念したものにになります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第105号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第105号についてご説明いたします。議案書の8ページから9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第105号についてご説明いたします。議案書8ページから9ページになります。今回の議案につきましては所有権移転が1件となり、報告第34号に関連する内容です。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定しております。以上で説明を終わります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第106号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第106号についてご説明いたします。議案書の10ページから20ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第106号についてご説明を申し上げます。議案書の10ページから20ページになります。鹿島区小島田西地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定にあたり審議をを求めるものです。農用地利用規程の内容については13ページからになります。当該規程は農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、小島田西地区の農業振興と農業経営の改善を目的としています。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、18ページの区域図のとおりです。第4条から第14条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第9、議案第107号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第107号についてご説明いたします。議案書の21ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願が1件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取り消しをする理由ですが、譲受人について、本来は申請者とその妻の共同所有とするところを、誤って申請者のみの名義で許可を取得してしまったため、許可の取り消しをするものです。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第108号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第108号についてご説明いたします。議案書の22ページから23ページ、申請番号1番から5番について、詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第109号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第109号についてご説明いたします。議案書の24ページ、申請番号1番について、詳細については記載のとおりです。この案件については、報告第36号整理番号2番の関連であり、営農型太陽光発電設備設置のための地上権設定の申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

17番委員 こちらは農地法第3条の許可申請に係る調査の留意事項の許可基準を満たしていないと判断してきました。つまり、許可基準の(3)非効率的な営農状況での権利取得の禁止という項目に該当していると思われたからです。ここの地目は田となっておりますが、柿の木が植えてありまして、報告第36号整理番号2番

の関連案件での報告のとおり、3年前も柿の木の苗は植えてあったと思うのですが、3年前の柿の木は全く残存していない状況であり、農地を効率的に利用できていない状況であったことを確認してまいりました。継続審議でお願いしたいと思います。以上です。

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

18番委員        ただいま継続審議という話がございましたが、継続審議は了といたしますが、継続審議する内容について、どのような観点で継続審議とするのか、もう少し明らかにする必要があるのではなからうかと思えます。

17番委員        詳細につきましては、関連する議案第114号申請番号1番で述べたいと思います。よろしくお願いたします。

18番委員        はい、分かりました。

議 長            その他に質疑等があれば発言をお願いします。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、17番委員からのご意見のとおり、継続審議といたします。

議 長            次に、日程第12、議案第110号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局            議案第110号についてご説明をいたします。議案書の25ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番につきましては、報告第36号整理番号1番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号1番について、現地調査委員の6番委員が欠席のため、事務局からの報告をお願いします。

事務局            議案第110号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。去る9月8日午後4時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況

を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断をいたしました。報告は以上になります。

議 長 次、申請番号2番について、18番委員。

18番委員 議案第110号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページのとおりです。去る9月11日午前11時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次、申請番号3番について、16番委員。

16番委員 議案第110号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。去る9月14日午後4時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第13、議案第111号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第111号についてご説明いたします。議案書の26ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番については、一般住宅で転用面積が500平方メートルを超えておりますが、法面の面積を除くと有効利用面積が500平方メートル未満となることから妥当と判断しております。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、現地調査委員の6番委員が欠席のため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第111号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。所在から申請事由は、記載のとおりです。去る9月13日午後1時30分頃より、譲受人の代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人の代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 次に、申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第111号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る9月11日午前10時頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第112号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第112号についてご説明いたします。議案書の27ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、事業面積の合計が3,000平方メートルを超えていることから、令和5年8月30日付けで開発許可申請が提出されております。また、農地転用許可日については、開発許可と同日付となります。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第112号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る9月11日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、15番委員。

15番委員 議案第112号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る9月15日午後5時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第113号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第113号についてご説明いたします。議案書の28ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、1番委員。

1 番委員 議案第 1 1 3 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページです。申請内容は記載のとおりとなります。去る 9 月 1 1 日午前 1 0 時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 1 1 3 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 9 ページです。去る 9 月 1 6 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりであります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 3 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 1 1 3 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 0 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 9 月 1 1 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準は一種農地ではありますが、農業施設の畜舎を建てるということで特に問題なく、一般基準も基準を満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 1 1 4 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第114号についてご説明いたします。議案書の29ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第36号整理番号2番関連の案件です。令和5年9月2日で、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了となったことから、再度一時転用申請をするものです。以上です。

議長 続きまして、申請番号1番について、現地調査委員を代表しまして、17番委員から報告をお願いします。

17番委員 議案第114号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。この案件は、先ほどの報告第36号整理番号2番の関連案件であります。去る9月11日午前8時頃より、設定人立ち会いのもと、農業委員会会長にも帯同していただき、現地調査を行いました。調査の結果、土壌が粘土質のため水はけが悪く、柿の木には根腐れが起き、農作物を営農するには適していない現況であると判断してまいりました。今後、暗渠排水等の水はけの改善指導が必要であると思いましたので、継続審議ということで皆様にお諮りしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 ただいま継続審議という理由を述べられましたが、現地調査した結果、3年前に植えた柿の木は根腐れを起こしたため、再度柿の木を植えました。今年植えた柿の木は立派に育っておりますが、3年前に植えたものは葉も枝も枯れておりました。そこで、17番委員と協議した結果、農地専門委員会で一度現地を確認いただき、排水処理や営農改善の指導をした方が良くと思い、継続審議ということになりました。農地専門委員長、いかがなものでしょうか。

委員長 私は現地を見てはいないのですが、今の説明を聞いて、どのような営農計画を出されて許可されているのかを参考にし、状況がどうなっているのか確認する必要があるかと思えます。また、今まで一時転用10年の案件があったと思うのですが、今回の申請はなぜ3年なのでしょう。3年で柿は収穫できないような気がするのですが。

議長 事務局、何か情報ありますか。

事務局 営農型の一時転用については10年間で事業実施している所が多いです。パネル下の営農を行う営農者が、市の認定農業者等の場合もしくは遊休農地等を利用する場合について、10年間の一時転用が認められます。今回の場合、営農者は認定農業者等の規模ではなく、普通一般の農業者であるということで、一時転用

期間は10年ではなく、通常の3年間となっています。営農状況を確認して3年ごとの更新を重ねていくという形になっております。

委員長            その場合、営農計画は3年ずつ延長する計画になるのでしょうか。柿だと3年では実らないと思うのですが。

事務局            最初の営農計画では3年間の形になっておりますが、どうしても柿というものは3年間にできるものではありません。ですので、最初の4年までは施肥や剪定等の作業をして、収穫は5年目以降を目標としております。

委員長            ということであれば、一時転用が3年というのは少しおかしいと思います。営農計画は5年も6年も先を読んでいながら、一時転用の許可が3年というのは、その辺りが矛盾しているような気がするのですが。

事務局            認定農業者でなければ10年間の許可は出せないものでありまして、今回の場合、そもそも選定作物の柿というものが、3年ではできないというものもあるのですが、一時転用の期間上は3年以上の許可ができないものですから、まず3年で営農状況を見て、さらに次の更新を行うこととなります。今回は1回目の更新となります。

委員長            営農作物が柿であれば3年の許可は出ないと思うのですが。一時転用3年では柿は収穫できないのに、それで許可が得られるのは理解できません。

事務局            今回の営農計画を確認した際に、確かに3年ではできないというものがあっても、そもそも柿の収穫が当初営農計画では5年目からの収穫ということで、まず1回目の許可の時、最初3年間は柿の木の剪定及び農地の管理をしっかり行うようにということで3年を認めたのではないかと思います。ただ、その3年目の時に、今のような状態ではよろしくないのではと思います。柿の木を水はけの悪い所に植えたということもあり、想定以上に作物の状態が良くないということから、一度農地専門委員会を開催し現地確認をして、適切な指導を行った上で今後の延長を検討するという流れが、今回の話となっております。

委員長            1回目は許可したのですから、今さら許可しないということではできないと思います。今後は営農計画の改善という形に持っていくべきだと思いますので、営農者と話をし、営農指導していくよう進めて行かざるを得ないのではないかと思います。その機会を作っていただければ、農地専門委員会の委員からの知恵を出していただいて、根気よく指導していく形にしたら良いように思います。

議 長           この土地はきれいに草刈りをしておりました。ただ地山ですから、水はけが悪いので、3年前に植えた柿の木の半分以上は見つかりませんでした。今年植えた柿の木はきちんと育っておりました。それで判断に困りまして、やはり農地専門委員会の考えをお聞きして、営農者に指導してもらうのが良いのではと、現地調査委員の17番委員と話をしました。それで、継続審議という形にしました。ただいま農地専門委員長がおっしゃったように、農地専門委員会の方で意見を出していただいて、営農者に指導していけたらと思いますので、対応については事務局と農地専門委員長とで相談いただき、現地を確認したいと思いますので、今回は継続審議ということにさせていただきたいと思います。

議 長           皆様から今の意見について、質疑等があれば発言を願います。

18番委員       次回総会までの間に農地専門委員会が現地調査を行い、どういう指導内容が良いのかを詰めるということが、本日の結論ということになりますけども、それによろしいですか。

議 長           はい、その通りです。

11番委員       今の件ですが、水はけの悪い土地を3年前に許可したというのが私は納得できません。今後、農地専門委員会が現地視察されると思いますが、それ以外の方は現地の状況が分からないと思いますので、写真を撮影していただいて、次回総会の報告時に、調査に同行しなかった委員にもどういう状況なのかが分かるような報告をお願いしたいと思います。

議 長           それでは事務局の方で写真撮影をお願いいたします。

議 長           そのほかに質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長           ないようでありますので、この案件は継続審議といたします。

議 長           次に、日程第17、議案第115号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局          議案第115号についてご説明をいたします。当日配布議案書の1ページにな

ります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作等により、非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きます。今回の現地調査委員を代表しまして、10番委員から報告を願います。

10番委員 議案第115号について現地調査の報告をいたします。去る9月12日午後1時30分より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の計4名で現地調査を行いました。先ず申請番号1番について報告いたします。この土地は約60年近く不耕作となっております。現地案内図は12ページです。現地は原町区馬場地区にあり、周りを山林に囲まれている土地で、申請地への道もなく、雑木等が生い茂り山林化しているため、農地への復元は困難と判断し、非農地と判定しました。

次に申請番号2番について報告いたします。現地案内図は13ページです。現地は小高区金谷地区にあり、太めの雑木等が生い茂り山林化しているということ、また申請人が県外に居住しているということで、農地に復元しても利用することが不可能と判断し、非農地と判定しました。

次に申請番号3番について報告いたします。現地案内図は14ページです。現地は原町区小浜地区にあり、証明を求める土地が5筆ありますが、山林に囲まれた土地になっており、52番及び345番は太い雑木等が生い茂り山林化しており、農地復元が困難となっております。56番4及び340番の1は狭小地になります。竹や萱が生い茂り、農地復元は困難と判断します。53番は傾斜地で、雑木が数本及び竹や萱、背の高い草が生い茂り、農地復元するには重機等を使用しなければ困難であると判断しました。申請地は山林に囲まれた土地であること、また相続人がかなり高齢であるということから、農地として継続して使用することができないと見込まれる土地であるということから、5筆を非農地と判定いたしました。皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告4件及び議案11件、合わせて15件の審

議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の9月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後3時28分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和5年10月16日

議事録署名人(1番・ウラシマ ヒデユキ)

---

議事録署名人(2番・コンノ ヒデユキ)

---

議事録署名人(3番・タカクラ ヒロノブ)

---